# 令和3年 第2回 幸手市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月24日 午後3時00分から午後4時30分
- 2 開催場所 市役所第2庁舎 第5会議室
- 3 出席委員

農業委員会委員(9名) 長 船 Ш 会 9番 由孝 会長代理 2番 服 部 貴三郎 1番 増  $\mathbb{H}$ 順 子 3番 Ш 村 和 夫 4番 鈴 木 栄 夫 5番 熊 谷 隆 之 7番 江 森 正 貫 進 11番 奥 12番 大 澤 年

- 4 欠席委員 (なし)
- 5 新型コロナウイルスの感染防止のため出席依頼しなかった委員 農業委員会委員(5名)

6番 奥 貫 市 8番 大久保 進 10番 服 政 男 部 潔 13番 内 田 増  $\blacksquare$ 隆 司 14番

農地利用最適化推進委員(5名)

畄 政 美 昇 矢 島 落 合 幸 陽 島 巻 功 己 小 Ш 肇

- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名人について
  - 第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画について

議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 7 その他
- 事務連絡
- 8 事務局

局長 鈴 木 清 主査 堀 野 真 一 主任 新 井 貴美子

# 開会 午後3時00分

# ◆局長

こんにちは。定刻になりましたので、会議に入らせていただきます。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染が拡大しているため、出席委員 を減らしたものとし、また、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮いただき開催する こととさせていただきます。

本日の出席委員は、9名です。農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達 しておりますので、会議は成立いたしますことを報告いたします。

これより、令和3年第2回幸手市農業委員会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして会長より挨拶をお願いいたします。

### ◆会長

会長挨拶をする。

#### ◆局長

どうもありがとうございました。

続いて、議事に入ります。

議事の進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

### ◆会長

それでは、まず初めに、第12回、12月の議事録を確認します。第12回の議事録 についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、第12回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてでありますが、こちらから指名申し上げ てよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、12番 大澤年一委員、1番 増田順子委員にお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

### ◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 神明内〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積2,346㎡、譲受人 平須賀〇〇 〇〇〇、譲渡人 神明内〇〇 〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 経営規模縮小、譲受人の耕作面積24,567㎡、家族数 2人 耕作者数 2人、所有権移転となります。

譲渡人の〇〇氏は農地を処分していきたいと考えており、また、譲受人の〇〇氏は経営を拡大していきたいと考えていたところ、不動産業者を通して話がまとまったとのことです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

#### ◆会長

1番の案件について、質問等はございますか。

# ◆委員

事前にもらった資料で1反あたりの価格が書いてありますが、間違いではないですか。

# ◆事務局

こちらは、1反あたりの価格ではなく、2,346㎡の面積での金額になります。

### ◆委員

わかりました。全体の価格ですね。

# ◆委員

今の価格に関連して、こちらは不動産業者を通しているという話ですが、市では土地 の値段の推移みたいなものを取っているのですか。

#### ◆会長

事務局、お願いします。

#### ◆事務局

取ってはいません。実際の土地の単価にはなりませんが、年に1回、税務課の土地評価額を基に田畑の売買価格調査があります。

# ◆委員

あくまでも需要と供給ですが、これくらいが妥当というような、農家から質問を受けたときに、ある程度の数字を示せればいいのかなと思いますが。

#### ◆会長

その辺は難しいですよね、大まかに把握していればいいと思います。もどりまして、 この案件について質問はございませんか。

(なしの声あり)

1番の案件について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局、説明をお願いします。

# ◆事務局

議案第2号をご覧ください。

農地法第4条の規定による許可申請について。

住宅地図の№2をご覧ください。

番号2、土地の所在 千塚〇〇、登記地目 畑 現況地目 宅地、面積492㎡、申請人 相続人 さいたま市岩槻区〇〇 〇〇〇外3名、被相続人 白石辰男、転用目的 既存宅地、農地区分は、10ha以上の一団の農地ということで第1種となります。こちらの申請は既存宅地による農地転用となります。

線引き当時から宅地として使用している部分の農地転用を行うものです。申請地は、 古くから隣接する宅地と一体で住宅敷地として使用してきましたが、このたび相続に伴 い調査を行ったところ、農地のままであることが分かったため、正式に宅地にすべく今 回の申請に至ったものです。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターの担当者に航空写真等を確認していただいており、許可の見込みがあることを確認しております。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

### ◆会長

2番の案件について、質問等はございますか。

#### ◆委員

今回、相続ということで、平成17年に亡くなっていて、普通に考えれば、平成17年に相続が起きたときに手続できたのではないですか。

# ◆会長

事務局どうですか。

# ◆事務局

そこまでは、事務局からは何とも言えないところです。

#### ◆会長

相続で、もめていたのではないですか。

#### ◆委員

共有名義になっているのですか。

### ◆事務局

現時点で共有名義ではなく、○○さん名義のままです。今回、相続人4人で共同申請 し、今回許可が出た後に、どなたかに相続を決めると言っていました。

#### ◆委員

相続していなかったのですね。

# ◆事務局

はい。相続人全員の申請であれば手続はできますので、まだ○○さん名義のままです。

#### ◆委員

はい、わかりました。

# ◆会長

では、2番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、3番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

### ◆事務局

住宅地図のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 千塚〇〇外3筆、地目は登記・現況ともに畑、合計面積 707㎡、申請人 千塚〇〇 〇〇〇、転用目的 農家住宅、施設の概要 居宅1棟 136.63㎡、倉庫1棟 79.49㎡、農地区分は、10ha以上の一団の農地ということで第 1種となります。こちらの申請は、第1種農地で農家住宅及び倉庫を建築するものです。この場所は元々、農家住宅及び農業用倉庫として利用していましたが、老朽化に伴い建替えを計画し、調査を行ったところ、一部農地であることが分かったため、この際これを是正し、新たに農家住宅及び農業用倉庫として申請するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、許可不要とのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

# ◆会長

3番の案件について、質問等はございますか。

#### ◆委員

この〇〇さんは、自営業で、農業用倉庫ということですけれども、今、農作業を実際 されているのですか。

### ◆事務局

この土地を含めて経営面積は2,800㎡ほどあります。

# ◆委員

この方はたしか12月に5条申請がありましたね。それから、1年程前にも5条申請 ありました。あまり農業をやっているように見受けられないのですが。

# ◆事務局

たしかに、5条申請はありましたが、残っている農地については管理耕作していくと のことです。

# ◆会長

ほかにはございますか。

# ◆委員

これに限ったことではないのですが、4条の既存宅地について、啓蒙などしたらどうですか。

# ◆会長

場所によっては、難しいところもありますし、色々事情が異なりますから、難しいでしょう。

# ◆委員

広報などで周知などした方が、農業委員会も楽なのではないですか。

# ◆局長

その問題は農業委員会だけではなくて、税法上の問題も出てくると思います。そういった観点からも、本来あるべき土地の姿、それに対しての地目、登記及び税金のかけ方、その辺は農業委員会のレベルを超えて、全体的に今言った啓蒙や指導も必要かもしれません。また改善していくべきものだと思っています。

#### ◆委員

農業委員会のほうから市にお願いする、そういう方法しかないと思います。

# ◆局長

そういう方法もあると思いますが、いろいろ方法を模索させていただきたいと思いま す。

# ◆委員

お願いいたします。

# ◆会長

ほかにございます。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、4番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

#### ◆事務局

住宅地図のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 上高野〇〇、地目 登記・現況ともに畑、面積376㎡、申請人上高野〇〇 〇〇〇、転用目的 駐車場、施設の概要 貸駐車場 961.54㎡、農地区分は、10ha未満の広がりの農地ということで第2種となります。こちらの申請は第2種農地で、貸駐車場としての転用となります。

この土地は、圏央道に隣接し、幸手インターチェンジにも接続しやすい利便性に優れた場所にあるため、今回申請に至ったものです。借主は、主に地盤調査、地盤改良を行っている(株)〇〇であり、埼玉県内の工事を多くやってきている中、埼玉県内に所有している土地がないため、駐車場が必要になったとのことです。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

# ◆会長

4番の案件について、質問等はございますか。

# ◆委員

営業所は千葉県と静岡県、本社は山梨県ですが、駐車場だけここに置いて、営業所は 埼玉県には無いのですか。

### ◆事務局

はい、ありません。幸手市に会社が社宅を借りて、そこに住む社員が圏央道を利用して現場に行くと聞いています。

#### ◆委員

こちら申請人の〇〇さんの宅地と雑種地があります。だから宅地には事務所などは建てられる状況にはあります。申請は駐車場としかありませんが、その辺は加味しておかないといけないのではと思います。

# ◆会長

ほかにございますか。

# ◆委員

この農地は擁壁があり、1メートルくらいの高さになっています。それは問題にはな らないのですか。

#### ◆会長

事務局、お願いします。

### ◆事務局

確かに今回の農地の外周にはブロックがありますが、春日部農林振興センターに確認

したところ、圏央道の残地で宅地等もありましたので、この案件についてはやむを得ないという話でした。

### ◆会長

よろしいですか。

### ◆委員

事情があったということですね。

# ◆会長

ほかにございますか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局、説明をお願いします。

### ◆事務局

議案第3号をご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請について。

住宅地図の№.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 上高野○○外5筆、登記地目 田及び畑、現況地目 田、合計面積 2,834㎡、譲受人 越谷市○○、(株)○○ (代)○○○○、譲渡人 上高野○○○○○、転用目的 建売住宅、施設の概要 建売住宅 8 棟 572.95㎡、農地区分は、10 h a 未満の広がりの農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅8棟を建設するものです。

譲渡人の〇〇氏は、耕作する人がいなく、管理している状態であったため、この土地を譲り渡すことにしたそうです。譲受人は、越谷市に本店を置き、不動産業などを営んでいる法人で、この土地が杉戸高野台駅及び国道4号線に近く、また店舗等も多くあり、需要が見込めることから、地権者に交渉したところ承諾を得ることができたため、今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで許可が見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

#### ◆会長

5番の案件について、質問等はございますか。

#### ◆委員

事前に事務局にはお話をしたのですが、地図を見てもらいますと、○○さん宅の左側

にレストランの○○があります。今回自宅の前を売買するようですが、昔、○○が出来るときに排水を今回に申請地の真ん中を抜けて、東側の水路まで排水を落としています。 その問題はどうなっていますか。

### ◆会長

事務局お願いします。

# ◆事務局

申請人のほうで、申請地の下に排水管が通っているのを承知の上で申請をしているとのことでした。

#### ◆会長

局長、補足でお願いします。

# ◆局長

こちらに申請書類に排水計画図がありまして、ちょうど住宅地の真ん中を切り回すようになっています。

# ◆委員

この間、開発担当と、相談していると言っていましたね。

# ◆事務局

はい。道路河川課と調整していると開発担当は言っていましたから、大丈夫です。

### ◆委員

大丈夫なら結構です。

# ◆局長

再度、事務局でも確認しておきます。

#### ◆委員

よろしくお願いします。

# ◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

なければ、5番の案件は承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

続いて、6番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

### ◆事務局

住宅地図のNo.6をご覧ください。

番号6、土地の所在 千塚○○、地目は登記・現況ともに畑、面積 373㎡ 譲受人

千塚〇〇 〇〇(株) (代) 〇〇〇〇、譲渡人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 資材 置場、施設の概要 資材置場 373㎡、農地区分は、10 h a 未満の広がりの農地という ことで第2種となります。賃貸借権設定となります。

申請地は第2種農地で、中古農機具を保管するための資材置場として転用するものです。

借受人は、サービス業を中心に事業を行ってきましたが、昨年、埼玉県公安委員会から古物商許可証を取得し、今年から中古農機具を輸出する事業を新規に始めることにしたとのことです。それに伴い、資材置場として借りることができる土地を探していたところ、この土地を借りることについて、承諾を得ることができたとのことです。

貸付人の〇〇氏は、資材置場として貸すことについて承諾したとのことです。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

# ◆会長

6番の案件について、質問等はございますか。

# ◆委員

農機具置場ということですが、ここで修理などをやると油の問題が出てきます。その 辺は大丈夫でしょうか。

# ◆事務局

土地利用計画図には置場としてしか出ていませんが、代理人に確認いたします。

### ◆委員

確認をよろしくお願いいたします。

### ◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

6番の案件について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番の案件は承認されました。

続きまして、7番の案件について、事務局の説明をお願いします。

# ◆事務局

住宅地図のNo.7をご覧ください。

番号7、土地の所在 上高野〇〇外5筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積1,201㎡、譲受人 行田市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 杉戸町〇〇〇〇〇外3名、転用目的 特定建築条件付売買予定地、施設の概要 特定建築条件付売買予定地8区画、農地区分は、10ha未満の広がりの農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、雑種地も含めて特定建築条件付売買予定地8区画となります。 特定建築条件付売買予定地について説明させていただきます。

農地転用許可制度においては、土地の造成のみを目的とする農地転用については認められていませんが、転用事業者が宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間におおむね3か月以内に建築請負契約の締結をする場合は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないため認められるものとなります。

申請理由について説明いたします。

譲渡人は4人おりますが、そのうちの1人の○○氏は農業を廃業するとのことであり、そのほかの3人については農業の経営を縮小していく意向があるとのことです。譲受人は、行田市に本店を置き、不動産業などを営んでいる法人で、この土地が市街地内の宅地より静かで、敷地も広く、また近くに国道4号線、圏央道、店舗等もあり、需要が見込めることから地権者に交渉したところ、承諾を得ることができたため、今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可が見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

### ◆会長

7番の案件について、質問等はございますか。

### ◆委員

今回の申請地の西側は、農地のままなのですか。

### ◆事務局

西側は雑種地で、それを含めて8区画で開発されます。農地部分で4区画、雑種地分で4区画になります。

以前、駐車場で転用してあり、地目は雑種地になっています。

# ◆委員

分かりました。

# ◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、7番の案件については承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

7番の案件は承認されました。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画についてを上程いたします。 事務局、説明をお願いします。

#### ◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 下川崎 ○○○、土地の所在 下川崎○○、地目 田、面積 2,275㎡、新規更新の別 新規、契約期間 4年、賃借料 10 a 当たり30 k g、作物 水稲、権利の種類 賃貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 上吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 松石 ○○○、土地の所在 木立○○外3筆、地目 田、面積の合計 6,723㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10 a 当たり30 k g、作物 水稲、権利の種類賃貸借権設定。

番号3、利用権設定を受ける者 上吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 木立 ○○○、土地の所在 木立○○、地目 田、面積 2,989㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10 a 当たり30 k g、作物 水稲、権利の種類 賃貸借権設定。まず、1番の幸手地区の案件について説明いたします。新規申請になります。

貸付人の〇〇氏は、ほかの田も耕作を借受人にお願いしていたこともあり、この土地 についても耕作をお願いしたとのことです。

借受人の○○氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

次に、2番から3番の権現堂地区の案件について説明いたします。

2番から3番の案件は、借受人が同じ○○氏なのでまとめて説明させていただきます。 新規申請になります。

貸付人の〇〇〇氏及びその孫の〇〇氏は、〇〇氏は利用権を設定して、〇〇氏は相対で別の人に耕作をお願いしていましたが、その方が耕作できなくなったため、借受人の〇〇氏に耕作をお願いしたとのことです。

借受人の○○氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

### ◆会長

農用地利用集積計画について説明をしていただきましたが、質問等はございますか。 (なしの声あり)

私のほうで少し話をしたいのですが、よろしいですか。幸手市は、中間管理機構の活用が少ないので、中間管理事業の制度の良いところを説明していくように出来たらいい と思っています。いろいろな点で便利だと思います。 ほかにございませんか。

# ◆委員

私も地元でそういう話をもっていくようにしてはいますが、一般の人は中間管理機構が何か分からないから、結局、無償の使用貸借や相対などで話が決まってしまいます。

### ◆会長

先程の○○さんや○○さんに貸すのと同じです。中間管理機構を通しても同じですよ、いつでも解約出来るし、同じ条件ということを説明していけないかなと思います。

それでは、農用地利用集積計画について、承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号は承認されました。

続いて、議案第5号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

# ◆事務局

議案第5号をご覧ください。

議案第5号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。

まず、指針(案)について説明いたします。

○○委員から出されている質問については、説明の後に回答させていただきます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員が設置され、農地法に基づく許認可業務に加え、農地利用の最適化の推進に積極的に取り組むことが重点業務となりました。

この指針は、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農業委員や農地利用最適化 推進委員が農地利用の最適化を推進するに当たっての目標や推進方法を定めるものです。 まず、指針(案)の1ページ目の第1、基本的な考え方が書かれています。

次に、第2、具体的な目標と推進方法、1、遊休農地の発生防止・解消についてです。 (1)は目標であり、「新農地を活かし担い手を応援する全国運動」では、令和5年に ゼロを目標にしていますが、現実的には難しいと思われるため、毎年度行っている農業 委員会事務の実施状況等の公表において、毎年度0.5haの解消を目標としていること から、それに合わせて毎年度0.5haの解消を目標としています。

(2) には、具体的な推進方法が書かれています。

次に、2ページ目の2、担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、(1) は目標であり、こちらにつきましても「農林水産業・地域の活力創造プラン」では令和 5年に80%を目標にしていますが、現実的には難しいと思われるため、毎年度行っている農業委員会事務の実施状況等の公表において、毎年度1haの集積を目標としてい

ることから、それに合わせて毎年度1haの集積を目標としています。

(2) には、具体的な推進方法が書かれています。

次に、3ページ目の3、新規参入の促進についてですが、こちらにつきましても毎年 度行っている農業委員会事務の実施状況等の公表において、毎年度1経営体の参入を目標としていることから、それに合わせて毎年度1経営体の参入を目標としています。

(2) では、具体的な推進方法が書かれています。

指針(案)についての説明は以上になります。

次にこの指針(案)で、○○委員からの質問と意見について、回答させていただきます。

まず、1の策定時期についてです。

(1) の2年間指針が策定されてなかった理由につきましては、指針の策定と策定時期が法的強制力のあるものではないため、今の時期になってしまったのが実情です。

次に、2の単年度ごとの活動計画点検・評価についてです。

- (1)議決なく公表していた理由につきましては、総会に諮らなければならないという認識が不足していました。申し訳ございませんでした。
  - (2) の決裁権者につきましては、農業委員会事務局長になります。
- (3) の誰も問題に気づくことはなかったのか、業務上問題はなかったのかということにつきましても、業務執行についても認識が不足していました。申し訳ございませんでした。
- (4)で、幸手市としてどのように考えているかという質問ですが、活動計画、点検・評価につきましては、農業委員会の所掌事務となりますので、幸手市としての考えを伺うものではないと考えます。

次に、3の指針の内容についてです。

- (1)で、幸手市の方針に基づいて指針を作成すべき、(2)で、どんな農業経営で参入できるか、イメージが湧くように記述したほうがよいとのご意見をいただきましたが、それが理想だとは思いますが、この指針においてはそこまで求められているものではないと考えております。
- 次に(3)で、企業参入の推進につきましては、削除すべきとのご意見をいただきましたが、ほかの市町においても記述されてないところが多く見られましたので、皆様がよろしければ、削除したいと考えております。

以上です。

#### ◆会長

ただいま農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、説明をしていただきました。

この最適化の推進に関する指針について、質問等はございますか。

#### ◆委員

事前に配付いただきまして、ありがとうございます。

確かに指針は、努力義務で、法律上の義務にはなっていないですが、農水省発行のパンフレットでは、推進委員に委嘱したら、速やかに定めることが適当と言っているわけですから、法律で定まってないから作ってなかったというのは、あまりよろしくない回答だと思います。

それから、「活動点検・評価」について、認識不足ということですが、役所の仕事は 法律や条例に基づいて仕事をするわけですから、農業委員会法の中で決められているこ とを事務局長・職員が法律を熟知してなくて、認識不足というのはお粗末な回答ではな いかと思います。

また、農業委員会所管の事務なので、市の考えを伺うものではないとのことですが、 事務局は市の職員でもあり、法律を遵守することについてどう考えるのかを、含めて私 は質問したつもりです。

それから、農地の最適化の推進に関する指針は、指針だけが独立して存在できるわけではなくて、幸手市の農業をどうするのかということを農業委員会でも検討しなくてはいけないですし、農業振興課も幸手市の農業をこれからどう振興していくかを検討していかなかったら、誰も市役所の中で検討する部署がないわけです。もちろん農業振興課だけではできませんので、関係団体、農業委員会も含めてつくっていかなければいけないのです。そういう中で指針も生きてくるわけです。そういうものをつくっていこうという意思が幸手市にあるのかということを私は問いかけておりまして、農業振興協議会でも同様の意見を申し上げております。

単に認識不足だったということで済まされる話ではないと感じます。

# ◆会長

ほかにございますか。

# ◆委員

確かに、〇〇委員の言われることは正しいと思いますが、例えば遊休農地についても皆さんで調査して、対策なり、減らす方向で協議したという実績はあり、何もやってないわけではない。こういう資料というのは、農林水産省や県からの目標かと思います。こういうものはある意味レポートみたいなものですよね。遊休農地と担い手、新規参入、この3つをやれば、幸手市の農業がよくなるというわけではないと思います。こういうレポート的なものよりも、それ以外の幸手市の農業をどうしたらいいのか、実際の活動をどれだけするかのほうが重要ではないかと私は考えます。ですから、現実的に幸手市の農業をよくするために何か活動する。そちらに私は重点を置きたいと考えます。

あと内容で私も質問があります。2ページ目の担い手への農地集積・集約目標、これは現在10%ほどです。この数字だけを見ると、では残りの90%は担い手がやっていないのかと思ってしまいます。担い手の定義を教えてください。

### ◆事務局

担い手の定義につきましては、認定農業者と新規就農者となっています。

# ◆委員

新規就農者というのは、サラリーマンをやっていて、定年退職して農業を継いだ人は 新規就農者ではないのですか。

#### ◆会長

親の跡を継いだだけなので、新規就農者ということではないですね。

# ◆委員

全くの畑違いのことをやっていた人が、農業を始めて新規就農者ということですが、 こういうのを目標とすることがあまり意味ないような気がします。実際には9割以上は 農業を継いだ人が耕作しているわけです。

# ◆会長

国が新規就農者をと言っているのは、現在やっている農家の方が激減しているわけで す。だから農業を経験していない人に手厚い保護を与えて農業に就いてもらうというの があります。

話は戻りますが、先ほど〇〇委員が言いましたが、遊休農地の調査・解消は次の段階に入ったら、担い手の調査、各集落の座談会に地元の委員が出て調査をして、みんなで話し合うとか、そういう段階に入らないと委員の役割がないわけです。

我々も総会で意見として改めて出してこなかったが、これからはそのようなことがないように、我々の意見を局長、事務局に理解していただいて、よりよい方向へ持っていければいいと考えております。

# ◆委員

先程、企業参入を削除とありましたが、削除しなくてもいいのではないですか。

私が思っている企業参入というのは、例えば稲で、多収穫できるような種を開発して、 原種をそこで栽培して、それを売るなど、そういうものもあります。必ずしも全て削除 する必要はないのかな。むしろ幸手市に必要なのは、そういう企業を取り込むことなど と私は考えます。地の利を生かさなければいけない。そういう意味で企業参入は入れて おいてもらいたいと考えます。

#### ◆会長

○○委員、分かりました。局長どうでしょうか。

#### ◆局長

今いろいろな意見をいただいたところですが、一応事務局案ということで、基本に基づきまして企業参入ということで書かせていただきました。案の中に、法人という言葉も出ていて、企業と法人厳密に言えば違うわけです。この指針を決定するのは皆様ですので、意見を出し合っていただいて、最終的に決めていきたいと思います。

### ◆委員

よろしいでしょうか。これは委員全員で審議したほうがいいと思います。全体について皆様の意見を出し合ったほうがいいと思います。

# ◆局長

指針そのものは、先ほど指摘があったとおり、早くやらなくてはいけないということ もありますが、期日的にはいつまでと決まっているものではありませんので、慎重審議 で決めていただきたいと思います。

緊急事態宣言も終わりを迎えそうな感じもありますので、今後状況がどうなるか分かりませんが、全員で集まって審議は進めていきたいと考えておりますので、次回持ち越しということでどうでしょうか。

# ◆会長

皆様、どうでしょうか。

# ◆委員

全員で審議をすることでいいのですが、農業委員会法第7条の2項には、農業委員会 は指針を定めこれを変更しようとするときには、農地利用最適化推進委員の意見を聞か なければならないとなっています。

### ◆会長

全員が集まったときに決めるという方向でいきましょう。

#### ◆局長

今回の会議で決めるというわけではございませんので、農業委員、推進委員の全員出席の会議など、新型コロナウイルス感染拡大の様子を見ながら決めさせていただければと思います。

# ◆会長

それでは、○○委員からの、企業参入を外さないほうがいいと言う意見と、○○委員からの農地利用最適化推進委員を交えてと言う意見もあり、改めて審議して決めるということで、継続審議でよろしいですか。

### (異議なしの声あり)

それでは、次に報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、説明をお願いします。

### ◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。 市街化区域内の農地転用4条の届出1件で、内容について資料のとおりです。

# ◆会長

続いて、報告第2号の説明をお願いします。

# ◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。 市街化区域内の農地転用5条の届出2件で、内容について資料のとおりです。

# ◆会長

議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

# ◆局長

それでは、事務局から事務連絡をお願いします。

# ◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

# ◆局長

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

# ◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後4時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年4月23日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 大澤年一

署名委員 増 田 順 子